

答 申 第 9 3 3 号  
令和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和3年5月10日付け神健保保第1072号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市コロナワクチン接種 視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 健康局保健所保健課が新型コロナワクチン接種事業を行うにあたり、視覚障害者の方へ接種券を郵送する封筒に点字シールを貼るため、障害分類が視覚障害の方の身体障害者手帳情報を収集することは、視覚障害者の方にワクチン接種を効率的に伝えることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市コロナワクチン接種  
視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙  
答申 933

◎：条例第7条第3項に該当する情報

◎【身体障害者手帳（障害分類が視覚障害の方）所持者に関する情報】

- ・住記個人番号
- ・氏名（カナ）
- ・生年月日

答 申 第 934 号  
令和3年5月10日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年5月10日付け神福障更第61号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市コロナワクチン接種 視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 新型コロナワクチン接種事業を行うにあたり、視覚障害者の方へ接種券を郵送する封筒に点字シールを貼るため、福祉局障害者更生相談所が保有する障害分類が視覚障害の方の身体障害者手帳情報を利用することは、視覚障害者の方にワクチン接種を効率的に伝えることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市コロナワクチン接種  
視覚障害を有する方への接種券等の郵送事務について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙  
答申 934

【生年月日が昭和32年4月1日以前の方（令和4年3月31日時点で65歳以上の）の  
視覚障害の身体障害者手帳所持者に関する情報】

- ・住記個人番号
- ・氏名（カナ）
- ・生年月日